

第二十四回

まず、各章ごとに質疑をお願いしたいと思います。

てありますが、「緑地」と

てありますが、「緑地」というふうに
出ておりますが、都市公園の説明に緑
地という字を使っておるようですが、
その緑地というものはどういふもので

すか。この法文上の「總地」というも

○政府委員(町田稔君) 第二条に規定

いたしてあります緑地は、都市計画法に使用しております計画をいたすべき施設としての緑地と同意義でございます。現在では公園と緑地との相違は主

として名称上のものに実態はなっており、ことに公園の中でも、たとえ小金井とか大阪の服部のように、非常に大きな公園を現在は緑地と称しておるのでございまして、事実上は公園

○石井桂君　そうすると、緑地帯とい

うのがありますか、緑地帯と緑地はと
う違いますか。

ゆる緑地地域におきましては主として
 広い地域につきまして権利制限をい

しておるわけでございまして、その地域には建築基準法等によりまして建蔽

率等の非常な制限がございます。ところが、ここにあります緑地は営造物としての緑地でございますので、公共団体が所有権または地上権を持つておる

というものをさしておるのでございます。

て、局長の言うように、規模でこう分

も、まだはつきりわからない。そこであなただ、この立案をされているのですから、どういふものを対象にするかという説明はできるだろうというので、

お伺いしたわけです。もう一ぺん明確

に一つ證明して下さるものと、この法を
審査するのに非常に必要なことですか
。大日本公園と緑地は同じことと考へて

○政府委員(町田稔君) 私たちは公園と緑地とは実質は同じだと考えており、現行は単に名称上の相違にすぎないのである。

す。
ないものだといふように考へておりま
す。

○石井桂君 その問題と多少はずれる
かも知れませんが、それならば、公園

と緑地の中に、フロッツを主とするとか、散歩を主とするとか、いろいろな主たる目的があつて作られる場合がある。

上の目的で差別して公園を作るといふ

○政府委員(町田稔君) 公園の種類

動を主とするもの、それから児童の遊園を主とするもの、いろいろあるわけ

でございまして、それによりまして公園の種類が変ってくるというように考へております。

○石井桂君　それからこれは第一章と

が第一章とかいうことに阻まれた問題
じやございませんけれども、この法律

2025 2024 2023 2022 2021 2020 2019 2018 2017 2016 2015 2014 2013 2012 2011 2010 2009 2008 2007 2006 2005 2004 2003 2002 2001 2000 1999 1998 1997 1996 1995 1994 1993 1992 1991 1990 1989 1988 1987 1986 1985 1984 1983 1982 1981 1980 1979 1978 1977 1976 1975 1974 1973 1972 1971 1970 1969 1968 1967 1966 1965 1964 1963 1962 1961 1960 1959 1958 1957 1956 1955 1954 1953 1952 1951 1950 1949 1948 1947 1946 1945 1944 1943 1942 1941 1940 1939 1938 1937 1936 1935 1934 1933 1932 1931 1930 1929 1928 1927 1926 1925 1924 1923 1922 1921 1920 1919 1918 1917 1916 1915 1914 1913 1912 1911 1910 1909 1908 1907 1906 1905 1904 1903 1902 1901 1900 1899 1898 1897 1896 1895 1894 1893 1892 1891 1890 1889 1888 1887 1886 1885 1884 1883 1882 1881 1880 1879 1878 1877 1876 1875 1874 1873 1872 1871 1870 1869 1868 1867 1866 1865 1864 1863 1862 1861 1860 1859 1858 1857 1856 1855 1854 1853 1852 1851 1850 1849 1848 1847 1846 1845 1844 1843 1842 1841 1840 1839 1838 1837 1836 1835 1834 1833 1832 1831 1830 1829 1828 1827 1826 1825 1824 1823 1822 1821 1820 1819 1818 1817 1816 1815 1814 1813 1812 1811 1810 1809 1808 1807 1806 1805 1804 1803 1802 1801 1800 1799 1798 1797 1796 1795 1794 1793 1792 1791 1790 1789 1788 1787 1786 1785 1784 1783 1782 1781 1780 1779 1778 1777 1776 1775 1774 1773 1772 1771 1770 1769 1768 1767 1766 1765 1764 1763 1762 1761 1760 1759 1758 1757 1756 1755 1754 1753 1752 1751 1750 1749 1748 1747 1746 1745 1744 1743 1742 1741 1740 1739 1738 1737 1736 1735 1734 1733 1732 1731 1730 1729 1728 1727 1726 1725 1724 1723 1722 1721 1720 1719 1718 1717 1716 1715 1714 1713 1712 1711 1710 1709 1708 1707 1706 1705 1704 1703 1702 1701 1700 1699 1698 1697 1696 1695 1694 1693 1692 1691 1690 1689 1688 1687 1686 1685 1684 1683 1682 1681 1680 1679 1678 1677 1676 1675 1674 1673 1672 1671 1670 1669 1668 1667 1666 1665 1664 1663 1662 1661 1660 1659 1658 1657 1656 1655 1654 1653 1652 1651 1650 1649 1648 1647 1646 1645 1644 1643 1642 1641 1640 1639 1638 1637 1636 1635 1634 1633 1632 1631 1630 1629 1628 1627 1626 1625 1624 1623 1622 1621 1620 1619 1618 1617 1616 1615 1614 1613 1612 1611 1610 1609 1608 1607 1606 1605 1604 1603 1602 1601 1600 1599 1598 1597 1596 1595 1594 1593 1592 1591 1590 1589 1588 1587 1586 1585 1584 1583 1582 1581 1580 1579 1578 1577 1576 1575 1574 1573 1572 1571 1570 1569 1568 1567 1566 1565 1564 1563 1562 1561 1560 1559 1558 1557 1556 1555 1554 1553 1552 1551 1550 1549 1548 1547 1546 1545 1544 1543 1542 1541 1540 1539 1538 1537 1536 1535 1534 1533 1532 1531 1530 1529 1528 1527 1526 1525 1524 1523 1522 1521 1520 1519 1518 1517 1516 1515 1514 1513 1512 1511 1510 1509 1508 1507 1506 1505 1504 1503 1502 1501 1500 1499 1498 1497 1496 1495 1494 1493 1492 1491 1490 1489 1488 1487 1486 1485 1484 1483 1482 1481 1480 1479 1478 1477 1476 1475 1474 1473 1472 1471 1470 1469 1468 1467 1466 1465 1464 1463 1462 1461 1460 1459 1458 1457 1456 1455 1454 1453 1452 1451 1450 1449 1448 1447 1446 1445 1444 1443 1442 1441 1440 1439 1438 1437 1436 1435 1434 1433 1432 1431 1430 1429 1428 1427 1426 1425 1424 1423 1422 1421 1420 1419 1418 1417 1416 1415 1414 1413 1412 1411 1410 1409 1408 1407 1406 1405 1404 1403 1402 1401 1400 1399 1398 1397 1396 1395 1394 1393 1392 1391 1390 1389 1388 1387 1386 1385 1384 1383 1382 1381 1380 1379 1378 1377 1376 1375 1374 1373 1372 1371 1370 1369 1368 1367 1366 1365 1364 1363 1362 1361 1360 1359 1358 1357 1356 1355 1354 1353 1352 1351 1350 1349 1348 1347 1346 1345 1344 1343 1342 1341 1340 1339 1338 1337 1336 1335 1334 1333 1332 1331 1330 1329 1328 1327 1326 1325 1324 1323 1322 1321 1320 1319 1318 1317 1316 1315 1314 1313 1312 1311 1310 1309 1308 1307 1306 1305 1304 1303 1302 1301 1300 1299 1298 1297 1296 1295 1294 1293 1292 1291 1290 1289 1288 1287 1286 1285 1284 1283 1282 1281 1280 1279 1278 1277 1276 1275 1274 1273 1272 1271 1270 1269 1268 1267 1266 1265 1264 1263 1262 1261 1260 1259 1258 1257 1256 1255 1254 1253 1252 1251 1250 1249 1248 1247 1246 1245 1244 1243 1242 1241 1240 1239 1238 1237 1236 1235 1234 1233 1232 1231 1230 1229 1228 1227 1226 1225 1224 1223 1222 1221 1220 1219 1218 1217 1216 1215 1214 1213 1212 1211 1210 1209 1208 1207

Figure 1

1

1

100

1

比率において日本の倍であるからそれほど高く引き上げなければならぬというような考えでお作りになったのでしょうか。

○政府委員(町田稔君) 外国の公園の広さと日本の公園の広さと比較するところが非常に的はずれであるという御指摘は、私たちがその通りに考えております。生活様式、ことに建築様式、町の構造等が、今お話のございました通りに、外国と日本とは違いますが、両者の比較は非常に当たらないと思っております。ただ日本におきましても、だんだん共同住宅がふえて参つております。戦後は非常にアパート等も御承知のようなふえ方でございますので、個人で庭を持つという状態もだんだん少なくなつてきつております。それで公園面積を日本におきましても相当程度確保しておく必要があると思つてございまして、その目標は、今御指摘のございましたように、外国の目標をそのままとするつもりは全然ございません。現在の状況が非常にけたはずれに違つておりますので、これを目標にいたしましたのではないでございまして、

○石井桂君 この都市公園の中に、たとえば隅田川に連なる荒川とか、あるいは大きな川がありますが、そういうような家など建つ心配がないような所、多摩川の沿岸とか、そういうもののある所はこの都市公園または緑地と考えてもいいのですか。多摩川とか、荒川とか、隅田川とか、人間が川原へ出て遊べたり、堤防敷へ出て散策ができた、そういう所は都市公園の計画へ入れて考えてもいいのですか。

○政府委員(町田稔君) この法律にいわゆる都市公園と申しますのは、定義

のところに書いてございまして、さらに、地方公共団体が設置したものをいうことにいたしております。そこで地方公共団体が設置しますためには、その公園とします地域をみずから買ひとり、そして營造物として設置するということを考えておるわけでございます。そういう意味におきまして、今お話のありましたような所は、特に公園として買つて設置したわけではございませんので、この法律にいわゆる都市公園の中には含まれないわけでございます。

○石井桂君 それならば、入らないとすれば、今度は都市公園を計画する場合に、そういうような多摩川原とか、荒川兩岸だとかいう所には、都市公園と同じような土地があるというところを十分考えて、すぐその多摩川原のわきに公園を設けるようなことはお考えないわけですね。

○政府委員(町田稔君) その点は仰せの通りでございます。都市公園を設けたい場合は、この法律によりまして、都市公園の配置及び規模に關する政令に従つて配置を考えます。それからなお具体的に、都市計画の中に計画として入れて設置していくのが普通でございますので、自然の状況が特にそこに公園を設ける必要度の高いような場合には、そこに都市公園を設けるというようなことは普通考えられないでございまして、

○石井桂君 ちょっと委員長にお尋ねするのですけれども、今各章別とおつしやうな所が、一連の関連のある問題をいよいよ総括的に質問してもよろしいですか。

○委員長(赤木正雄君) けっこうです。

○石井桂君 それならば、ちょっとそれには關係ないことですが、今上野公園には築部落というのが不法占拠をしております。そのことが公園の維持に非常に障害になっておる。私も数年前にそういうことがあつて、幾らこれに書いてつてくれと言つても、なぐられまして、役人などでは相手にならぬ。そういうようなものを制限するとか、監督するようになつておるのですが、実際はそういう場合が現実に方々にあるのです。公園の中にそういうものができてくる場合、どういふふう

○政府委員(町田稔君) 今御指摘のありましたような事実が各方面におきまして発生いたしまして、それが公園を破壊させておる一番大きな原因でございまして、それで、そういうことを将来防止するというのが、この都市公園法を設けました非常に大きなねらいでございまして、それで今後、今お話のありましたような公園施設以外の施設によりまして占拠されるというようなことを防ぎますために、特にこの都市公園法の第七條等におきまして、公園に公園施設以外で設け得るものを限定いたしました。それで公園施設以外におきまして、どうしても公園内に設けなければならぬものの種類を限定して、こ

ういふものは公園に設けることを特に許可するという方法で縛つていきたいと思つております。ところが、そういう許可をとらないで、現実に実力行為として不法占拠いたしまして住宅等を建てるということにつきましては、十

は二十五條に罰則を設けまして、許可を要するのにかかわらず許可を受けず

○政府委員(町田稔君) 現在この号に

○政府委員(町田稔君) お話の通りで

○小笠原二三男君 この規定は、そ

○政府委員(町田稔君) この号の中

○小笠原二三男君 私の間いておるの

かないということではなくて、ここで政令で定めておかなければならぬ、だから、政令で定めるものとして一般的にそういう銅像とか記念碑とか、こういうような項目はお認めになるのか。

○政府委員(町田稔君) 政令の中で特に彫像、石碑等を認める予定にいたして、案を考えております。

○小笠原三男君 次に、運動施設であります。競輪は運動施設ですか。

○政府委員(町田稔君) 金をとって営利的に経営をいたします競輪場は、この中に入っておりません。

○小笠原三男君 そうすると、この種のものには公園施設の工作物としては認めないという御方針ですか。

○政府委員(町田稔君) そういうような認めないという方針でございます。

○小笠原三男君 じゃ、具体的に例をあげますが、福島県会津若松における本丸内の競輪施設は、この法が通過した場合に撤去されるのですか。

○政府委員(町田稔君) お話の具体的な場合にしましては、撤去させる方針でございます。市の方でも撤去をする方針で進んでおります。

○小笠原三男君 あれは期限付で文化財保護委員会の許可を得て、そうしてやっても、期限はもう切れるのでそれを延長してもらいたいということで、執拗に競輪の継続方を要請しているというふうには私は聞いていますが、市の方ではこれを撤去することを考えておるといふならば、それでけっこうであります。

○政府委員(町田稔君) 私たちは前の市長からはそういうような話を聞いておったのでありますが、現在市の方で最近どういうような方針に変わりました

かは、実際のところ承知いたしております。ただ、もし続けて競輪場をやるといふことでありますならば、これは公園から除設すべきものだといふように考えておるのでございませう。公園地域から除設すべきものと考えております。

○小笠原三男君 近來にないはつきりした御答弁を伺って、都市公園法案に私は賛成したくなった。(笑)確かにそういうふうであれば、けっこうだと思ひます。

今の御答弁の中で、入場料といひますか、金銭をとってあれするといひますか、金銭をとって遊戯施設ですか、そういうものは一般的には置かない。で、問題は臨時であります。非常に大がかりな動物園といふようなことをやる興行ですね、それから何といひますか、軽わざといひますか、巡業といひますか、軽わざといひますか、これは地方の都市公園で、花見ときあるいはその他の関係のときに、半月、一カ月とやる場合があるのです。そういう場合は大がかりな公園敷地を借りてやっておるのですが、今後はそういうことは厳重に禁止されるということでございますか。

○政府委員(町田稔君) この都市公園法の第七條に、公園施設以外でも都市公園を占有することの許される場合が列挙してございしますが、今お話のありましたような場合は、主として第七條の第六号の「競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物」に入る場合が多いと思ひのであります。これによつて占用の許可をいたし得るのでございませう。

○小笠原三男君 そうすると、そう

い入場料をとる興行も、「その他これらに類する催し」といふ適用の中に入れて、認めていく方針であるということですか。

○政府委員(町田稔君) 第七條におきまして、こういう仮設工作物を許し得る条件をいたしまして、都市公園の占有が公衆の都市公園を利用するのに著しい支障を及ぼさないと考えられ、かつ必要である場合には、許し得るということになっておりますので、その占有が都市公園を公衆が利用するのを非常に妨げない、期間的にあるいは場所的に非常な支障がないと思はれる場合には、許す方針で規定してあります。

○小笠原三男君 これは全然、公園管理者たる地方公共団体ですか、これの判断によるわけですね。

○政府委員(町田稔君) さうでございます。

○小笠原三男君 あの大規模の動物園や軽わざ等の興行施設が、公園のそれに必要なものであるという御認定になるその場合は、必要やむを得ないといふような認定にされる場合は、どんな場合なんですか。あるのですか。

○政府委員(町田稔君) この規定に「都市公園の占有が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず」と書いてございしますので、主として著しいかどうかの判断が、許す許さぬの場合に問題になってくると思ひのでございませう。特にその場合に、都市公園の利用のために著しい支障がなく、かつその施設をすることが相当の理由がある場合には、これは許すべきものであると思ひます。

○小笠原三男君 この種の興行はそれぞれなわ張りがあるって、そうしてど

こはどの敷地であるといふことは、もうきまつてゐる。一がい、これは都市公園であるから今度は利用させないのだといふことだけでは済まない慣習、慣行があるのです。むずかしいものだと思ひます。組、組によつてそれぞれ持つものを持つておるのですから、従つて、こういう都市公園の、何と申しま

すか、利用が妨げられない、風致を害さない、各般の事情を勘案の上で、なお認めになる、あるいは認めないといふふうなことになる、非常に問題が起つてくるわけですね。この点はこの法を施行する方々としてもお考えになつておく必要がある、そう思ひます。

それからこの条項に融れるかわかりませんが、話しましたついでにお尋ねしますが、公園は、中都市等の公園となると、さつき例にもあげたように、昔の城といふようなものが多いのです。これは史跡指定を受けておつて、文化財保護委員会の許可とかいふようなものの必要な部分が多いのです。この公園施設といふものは、史跡に指定されている公園の場合において、やはり文化財保護委員会との関係で、一つ一つが決定になるのですか。

○政府委員(町田稔君) これは文化財の關係法律の適用を受けませう。

○斎藤昇君 第二條の定義のことについてちょっとお伺ひいたしたいのですが、この都市計画区域の外で、都市計画事業として公園が設定される場合があるのですか。あるように見えますが、これによりませう。

○政府委員(町田稔君) 都市計画法に

よりますと、都市計画の施設は都市計画区域内でやるのが原則でございませうが、区域外におきまして、特に必要がある場合には都市計画施設をいたすことができるようになっております。で、それによりまして設けられた公園といふ意味でございませう。

○政府委員(町田稔君) 全国で、数は少うございませうが、三カ所ございませう。名古屋、秋田等にございませう。

○斎藤昇君 もう一点お伺ひいたしたいのですが、この「地方公共団体が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする」といふのは、これはどういふ意味でございませう。都市公園といふものはどういふ定義——都市公園の定義の、こゝろに公園あるいは緑地、そのほかに公園施設を含むのだといふ、こゝろのこと、都市公園の定義としてどういふ意味になるのございませう。

○政府委員(町田稔君) この規定では、特に「地方公共団体が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする」と書いてございまして、公園施設には、地方公共団体以外のものが特許を受けて施設をする場合がございませう。そういうものはこの都市公園の中に含まないといふ意味におきまして、「地方公共団体が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする」といふ規定をいたしたのでございませう。それで地方公共団体が公園または緑地に公園施設を設けました場合には、それも都市公園の一部をいたしまして、この都市公園法の適用があるといふ意味でございませう。

○斎藤昇君 ちよつと、非常にわかりにくいのですが、この公園施設のうちに、公共団体が設けないものは公園施設と言わないという、意味はわからないことはありますが、都市公園といふものには、この公園施設も含んでいいのだ。言葉をかえていえば、ここに公園施設といふものを含むというところが書いてなければ、どういふ不都合が生じてくるのですか。都市公園といふのは、一つのその区域内、何というのですかね、公園という一つの定義があるのでしょうか、その中にさらに施設だけの公園と、こう称するように見えますね、この定義を見ると。あと、法文の關係でどうしなきゃならぬような点が出てくるのでしょうか。公園施設を含んだ、そういう一つの連の施設が都市公園だといふ趣旨ならわかるのですが、この規定の立て方はどうもそうならない。何だか特別な意味があるのじゃないかと、こう思われるのですが……。もう少し申しますと、たとえば公園施設を設ける場合にはこうしなればならぬ、こう書いてある場合に、その公園という文字の中には公園施設も入ってくる。だから、公園施設だけを公園の中に設ける場合に、都市公園と書いてあるその条文の適用が入ってくる、こういうふうに読めるのですかね。そういう意味ですか、これは。

○政府委員(町田稔君) 今の御質問はごもつともでございますが、この「公園施設を含む」と規定いたしました理由は、この公園の定義といたしまして、公園は土地だけではないので、土地と公園施設を含んで一体として都市公園になるのであるという意味を現わすために、特に「公園施設を含む」ということを書きましたのと、先刻申し上げましたように、地方公共団体が公園施設をやった場合に、それだけが都市公園の中に構成物として含まれるのだという意味で、この規定をいたしたのでございます。特に公園施設をも広く規定いたします場合に、都市公園で済ましてしまふ意味において「公園施設を含む」ということをここに記載したのでございませぬ。

○斎藤昇君 公園といふものはただ土地だけでなしに、公園のいろいろな施設も含んだ一体のものを公園といつて、そして、ここで都市公園といふのは、都市計画の区域内で地方公共団体が設けたり、あるいは都市計画事業として置かれる公園で、地方公共団体が設置するものと、こういうふうなわけかと思つてすがね、これは。ところが、ここでは都市公園といふものは公共団体が設置する公園あるいは緑地、そしてさらに公共団体がその公園または緑地に設ける公園施設も含めるというわけです、公園施設だけでも都市公園とこういうふうに見えろのですかね。固執するわけではないですが……。

○委員長(赤木正雄君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(赤木正雄君) 速記をつけ。

○政府委員(町田稔君) 今の御質問はごもつともでございますが、この「公園施設を含む」と規定いたしました理由は、この公園の定義といたしまして、公園は土地だけではないので、土地と公園施設を含んで一体として都市公園になるのであるという意味を現わすために、特に「公園施設を含む」ということを書きましたのと、先刻申し上げましたように、地方公共団体が公園施設をやった場合に、それだけが都市公園の中に構成物として含まれるのだという意味で、この規定をいたしたのでございます。特に公園施設をも広く規定いたします場合に、都市公園で済ましてしまふ意味において「公園施設を含む」ということをここに記載したのでございませぬ。

○政府委員(町田稔君) できます。○小笠原二三男君 第三条ですが、設置基準といふことで題目が出てくるのですが、内容で見ますと、全文これを政令にゆだねている。内容がさっぱりわからぬのですがね。「配置及び規模に關する技術的基準に適合するように行ふものとする。」これはそう言つてしまえばそれまでのことで、何にも書いてない。(笑聲) この基準をお示し願ひたい。

○政府委員(町田稔君) 今の御質問、ごもつともでございますが、この都市公園の配置及び規模に關する基準は、非常にこまかい基準になりますので、特に法律に規定いたしますことを避けまして、政令に譲つたのでございませぬ。

それで、都市公園の配置及び規模に關する技術的基準の内容といたしまして考へておりますのは、たとえば公園の種類によりまして、公園の種類は、普通公園、運動公園、児童公園、地区公園、近隣公園、児童公園、緑地特殊公園、その他各種ございまして、これらの公園の必要とします面積、それからその公園をどういふ配置で設置すべきかにつきまして、誘致距離等を規定いたすつもりでございます。内容がきつめて技術的に、かつ数字等を主といたしましたものでございまして、特に政令にゆだねたのでございませぬ。

○小笠原二三男君 今聞きますと、公園にも何か分類があるようですが、それはどこでそれがきめたのですか。○政府委員(町田稔君) これは特に從來法律上の規定はないのでございませぬが、行政上こういふように公園をその用途によりまして分けまして、行政指

導をして参つておるのでございまして、それを今度の政令の内容にいたしたいと考へておるのでございませぬ。

○小笠原二三男君 そうすると、その分類以上の分類はもうないのですか。新たに將來他の分類に属するような公園といふものが設置されるというふうな予想はないのですか。

○政府委員(町田稔君) 現在のところ、これ以外に公園を用途によつて分けるという考へはございませぬ。

○小笠原二三男君 そうすると、そういうものもまあかりに分類をこまかくしてやるといふ場合には、政令でそのつどつど変えていくわけなんですか。

○政府委員(町田稔君) 政令を変更いたしまして新たに設けるということになると思ひます。

○小笠原二三男君 そうすると、結局都市公園の設置基準といふものは、まあこの条文に照らすといふと、そのときどきの官庁における行政方針と申しますか、そういうものによつても政令が變つてやられていくのだということになりますね、極端に申しますと。

○政府委員(町田稔君) 從來は政令等に基かずに、單なる行政指導でやつて参りましたのですが、今回はこの法律に基かまして政令で定めまして、このようにする区分けも非常に根據を得まして、將來地方公共団体が公園を設置する際にはこれによりまして、計画等が立てやすくなるということはあるわけでございます。ただ、政令でございませぬから、必要が生じますればこれを改正するといふことは當然予想されるのでございませぬ。

○小笠原二三男君 それで、地方で都市公園を設置するのに、これは奨励的

な条文になりますか、それとも困つたことになつてきますか、今までの例から見ますと。はつきり政令で基準を示されると、それに一部合わないといふようなことが出てくれば都市公園にはならぬのですが、どつちの例が多くなると思ひますか。

○政府委員(町田稔君) これは、第三条にも書いてございませぬように「技術的基準に適合するように行ふものとする。」とございまして、必ずしも強制規定でございませぬ。それでこの政令の内容も、たとえば運動公園は面積として何ヘクタールを標準とするといふように書きたいと思つたのでございまして、場合によりまして、運動公園でもその基準通りにはいかない場合があると思ひますが、それは標準である建前上やむを得ないことと思ひます。

○小笠原二三男君 それにこの四条の「建築面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の百分の二をこえてはならない。」という根拠は、どういふところから出てきておるか。

○政府委員(町田稔君) この百分の二につきましては、現在全国の公園につきまして調査をいたしたのでございまして、特殊なものを除きまして、この程度が適當なところでありかつ實際上も無理がない数字であるといふので、百分の二に決めたのでございまして、これは全国の公園の実績を参考として決めた数字でございませぬ。

○小笠原二三男君 これは先ほど分類された各種の公園に全部一般的に適用になる規定なんですか。その場合に、運動等を主とした公園において、屋内体育館とか、あるいはその他屋内プールとか、陸上競技場とか、そういうも

のを設置するといふようなことで、なおかつ敷地が百分の九十八も持ち得るというより公園といふものが、實際上将来あり得るだろうか、そういうことが考えられますが、それは何か救済される規定があるのですか。

○政府委員(町田稔君) たいいお話のごさいました通りに、運動場等につきましては百分の二では無理でございますので、そういう際にはこれをこえることができるようにする必要があるでございます。それで第四条のただし書きで「動物園を設ける場合その他政令で定める特別の場合においては、政令で定める範囲内であることをこえることができる」という救済規定を設けたわけでございます。

○小笠原二三男君 あなた方手ぬかりなく、みな政令の方へやって、話は合うようにできておるわけなんです。じゃ、やっぱり私お尋ねしたいのです。動物園を設ける場合その他政令で定める特別の場合」というのは、今予想されているのは何々ですか。

それからもう一つ聞きますが、その後段の方の「政令で定める範囲内であることをこえることができる」、やはりこえるにしても、政令で定める範囲がある。で、その政令で定めようとする範囲は幾らですか。百分の二をこえ百分の幾らまでいくのが限度なんですか。

○政府委員(町田稔君) 現在正確なところはなお検討中でございますが、動物園以外に、運動場、それから古いお城の跡を公園にするような場合におきましては、この百分の二の規定を適用することが困難でございますので、そういう場合でも政令で例外の場合に指定したいと思ひます。

それから「政令で定める範囲内」とございしますが、これは最高大体百分の十程度に考えておられます、動物園の場合あるいは運動場の場合等によりまして、それぞこの率を実際の必要に応じて変えて参りたいというように考えておるのでございします。

○小笠原二三男君 こういふふうに政令で定めるようにできておりますが、第二項ではまた「前項に規定するもののほか、公園施設の設備に関する基準については、政令で定める」とあり、何でもかんでも政令で定めるので、私たちに何を審議せよというのか、ちよとわからぬのですが、これは具体的にどのくらい場合を予想してこういう条項を置いたのですか。

○政府委員(町田稔君) 第二項で「前項に規定するもののほか、公園施設の設置に関する基準については、政令で定める」とございしますが、この政令の内容をお尋ねでございますが、たとえばこの基準といたしましては、児童公園にはこれこれの施設がなければいけなとか、あるいは野球場は面積何ヘクタール以上の公園でなければ野球場を設けることはできないとか、あるいは植栽面積は何パーセント以上でなければならぬというふうな、きわめて技術的な内容を持つもので政令できめておくことが適当といたします事項がございしますので、そういうものをきめて計画にいたしておるのでございします。

○小笠原二三男君 まあたくさん政令にゆだねられて、私たちに抽象的、どういふ公園がでさるものか、どういふ公園を作ることを理想としてこの法律が出てきたものか、さっぱり正直

なところわからない。今おつしやるように、運動を主とした公園というよりなものはどういふ理想な公園を目的としてお考えになっておられるのか、あるいは児童公園でいへばどういふことを理想として設置せよとされているのか。公園として望んでいる理想というものが全然わからない。たとへば例をあげますと、公園で、ぼつぼつとんと一息ずつ話をされても、ちよとそこに理想の公園としての映像が私には浮かばぬというのでは、この種の立法のために、またわれわれこれを審議するといふことについて、非常に不都合なんです。どんな公園を日本の環境、人口の中にある都市における公園として望んでおられるのか、これが具体的にばつきりしなければ、またどういふ基準のものが奨励されるということなのかはつきりしなければ、何のことやら、この法案を審議すること

は私にとつてはわからぬのです。もう少しそりう点についてはわれわれ委員にも親切に、近代的な公園施設の世界的な視野に立つて、日本のあるべき姿というまでには行かぬでも、日本のうちの都市においてはこれこれのものがほしいというふうなしつかりしたものを私はお聞かせ願ひたいと思ひます。が、そういうものはもうできていますか。

○政府委員(町田稔君) この法律では非常に政令にゆだねられている面が多くございしますので、今の御意見はまことにございします。ただ公園につきましても、配置、施設に関する基準等は、これは各都市ごとに自然的な条件等も違いますので、一定の固定した形をきめてそれを強制することがな

かなか困難な点がございします。一応の基準を設けまして、で得る限りそれに従わせるという方法によって指導をして参ることがやむを得ないところなであります。ただ、今お話をございしましたように、児童公園なら児童公園について、政府としてはどういふような方針でこれを設置させることを理想とするかといふことにつきまして、具体的にこれは御説明した方がわかりいいかと思ひますので、委員長のお許しを得まして、説明員から具体的例につきまして御説明申し上げたいと思ひますが、お許しを願ひますようか。

○小笠原二三男君 これはちよと速記をとめて下さい。

○委員長(赤木正雄君) 速記をとめて。〔速記中止〕

○小笠原二三男君 第五条ですね。管理することが不適当又は困難であると認められるものに限り、という、不適当または困難であるというふうなものは、まことにばく然、抽象としていいますが、これは全然もう管理者に手放してまかしておるわけなんです。このういところから、公園管理者以外の者によって、地方の中小ボスものいろいろ策謀によつて、当該公園施設を設けるといふような場合があり得ないとはいへない。従来のわれわれの聞くとところからいっても、二、三、例があらります。さつき言いましたように、公園施設といつても非常に広範にわたる、そしてその他といふ条項でどんなものが施設されるか、実際はわからな

い。それが「不適当又は困難である」という認定さえあればいいのですから。こいういことで、政府がねらっておるさまざまな不純な公園施設を排除しようといふことが適切に行われるという自信がありますか。

○政府委員(町田稔君) これは不適当または困難である場合には、公共団体が他の者に設置または管理を許すことができる旨を規定したのでございまして、この場合にあくまでも公園施設であることを前提といたしております。それで公園施設の種類につきましては、先刻の第二条の第二項各号に種類が限定をいたしてありますから、これを私人に経営あるいは設置を許しても、特に不都合なものが設置されるというおそれはないというふうに考えておるのでございします。それからまた公園管理者が不適当または困難であるといふことを認定すること自体も、公園管理者が良識をもってそれをすると思ひますので、特に不適当な点はないと考えておるのでございします。

○委員長(赤木正雄君) ちよと速記をとめて。〔速記中止〕

○委員長(赤木正雄君) 速記を起し。

○石井桂君 四条の第二項の「公園施設の設置に関する基準については、政令で定める」ということについては、小笠原委員がさういふん詳しくお聞きになりましたけれども、私もなお気がついたことを質問しておきたいと思ひます。この法律の二条を見ると、公園施設といふものは大体こいうもの、だといふことが掲げてありますし、七条を見ると、公園に必要なものらし

いものは許可を得てできるように
ております。おそらくこの四条の第二
項では、理想公園とはかくあるべきも
のだという基準を政令で定めるつもり
でしょう。推測して読んでおられる
ですが、たとえばですね、子供を公園
に大ぜい連れていくと、すぐ水を飲み
たいという、そういう場合、水飲み場
をどのくらいのところへ置いたらいい
かと、あるいは夜散歩をする、と
まっ暗の公園は物騒だから、その公園
のおもに人が歩くような所はなるべく
何ルクスくらいの照明にしておかなけ
ればならないというようなことは、み
んなこの四条の第二項の規定で政令で
定めるのですか。

○政府委員(町田稔君) 今お話のご
ざいしましたような点を政令で定めたいと
思っております。

○近藤信一君 一カ所ほどお尋ねしま
すが、この五条の三項に「公園管理者
以外の者が公園施設を設け、又は管理
する期間は、十年をこえることができ
ない。」と、十年と規定した基礎はど
こにあるのですか。

○政府委員(町田稔君) この公園施設
の設置または管理の期間の最長限を十
年といたしましたのは、特に重要な財
産または営造物の独自のな使用に關す
る地方自治法第二百三十三条との均衡を
考慮いたしまして、定めたのでござい
ます。

○近藤信一君 地方自治法の第何十
条……

○政府委員(町田稔君) 地方自治法第
二百三十三条には、こういふように特に
重要な財産または営造物の使用に關し
まして原則として十年という規定にな
っております。

○近藤信一君 現在まあ現存しておる
施設ですね、それもおおむね十年とい
うことに規定になっておりますか。

○政府委員(町田稔君) その点につき
ましては、この法律の経過規定のどこ
ろに規定をいましてございしますが、既
存のものにつきましては原則として十
年ということにいたしておるのでござ
います。

○近藤信一君 「こえることができな
い。」とはつきりとうたつてあるから、
もし既存のもので十年以上経過してお
る施設もあるだろうと私は思うのです
が、そういう点はどんな処置が講ぜら
れておるのですか。

○政府委員(町田稔君) それはこの法
律を施行する日から十年ということに
いたしておるのでございます。この法
律施行の際までに、たとえば十年間の
契約で施設を設けておつた、ところが
この法律施行の際に五年すでに経過を
しておつたという場合には、あと五年
間の占用を許すことにいたしますが、
当初の契約が二十年であつたという場
合で、この法律施行の際にあと十五年
占用許可の期間があるという場合に
は、一応経過規定によりまして十年で
限るといふことにいたしております。

○近藤信一君 そうすると、既存のも
のでも契約期間が長期にわたつておる
場合には、この法律が施行されてから
十年ということになって、従来の年数
というのに対しては関係ないわけだ
すね。

○政府委員(町田稔君) さようござ
います。

○委員長(赤木正雄君) ちよつと速記
やめて。

午後三時五十九分速記中止
午後四時十七分速記開始
○委員長(赤木正雄君) 速記を始め
て、本日はこの程度にしておきまし
て、次回までに、先ほど要望のありま
した政令の内容、これを一つ各委員に
お配り願いたいと思ひます。やはりこ
れがないと審議が非常に困難でござ
いますから……

本日は、これをもって散会いたしま
す。
午後四時十八分散会

三月十六日予備審査のため、本委員会
に左の案件を付託された。
一、公共工事の前払金保証事業に關
する法律の一部を改正する法律案

公共工事の前払金保証事業に關す
る法律の一部を改正する法律案
公共工事の前払金保証事業に關す
る法律の一部を改正する法律案
公共工事の前払金保証事業に關す
る法律(昭和二十七年法律第八十
四号)の一部を次のように改正す
る。

第十五条第一項を次のように改め
る。
第十五条 保証事業会社は、事業年
度末においてまだ経過していない
保証契約があるときは、左の各号
に掲げる金額のうちいずれか多い
金額を、事業年度ごとに責任準備
金として計上しなければならない。
一 当該保証契約の保証期間のう
ちまだ経過していない期間に對
応する保証料の総額に相当する
金額

二 当該事業年度において受け取
つた保証料(当該保証料に係る
保証契約の解約により返還した
保証料を除く。)の総額から當
該保証料に係る保証契約に基
いて支払つた保証金(当該保証金
の支払に基く保証契約者からの
収入金を除く。)及び保証金以
外の支払金、当該保証料に係る
保証契約のために積み立てるべ
き支払準備金並びに当該事業年度
の事業費の合計額を控除した残
額に相当する金額
第十六条第一号及び第二号中「當
該事業年度において締結された」を
削る。

附則
この法律は、公布の日から施行す
る。
三月十七日予備審査のため、本委員会
に左の案件を付託された。
一、首都圏整備法案
首都圏整備法案
首都圏整備法案

目次
第一章 總則(第一条・第二条)
第二章 首都圏整備委員会(第三
条・第十九条)
第三章 首都圏整備計画(第二十
条・第二十二條)
第四章 首都圏整備計画に基く事
業の実施(第二十三條・
第三十二條)
附則
第一章 總則
第一条(目的)
この法律は、首都圏の整備
に關する総合的な計画を策定し、

その実施を推進することにより、
わが国の政治、経済、文化等の中
心としてふさわしい首都圏の建設
とその秩序ある発展を図ることを
目的とする。
(定義)
第二条 この法律で「首都圏」と
は、東京都の区域及び政令で定め
るその周辺の地域を一体とした広
域をいう。
2 この法律で「首都圏整備計画」
とは、首都圏の建設とその秩序あ
る発展を図るため必要な首都圏の
整備に關する計画をいう。
3 この法律で「既成市街地」と
は、東京都及びこれと連接する極
要な都市を包含する区域のうち政令
で定める市街地の区域をいう。
4 この法律で「近郊地帯」とは、
既成市街地の秩序ある発展を図る
ため緑地地帯を設定する必要がある
既成市街地の近郊で政令で定め
る区域をいう。
5 この法律で「市街地開発区域」
とは、既成市街地の周辺地域内の
区域で第二十三條第一項の規定に
より指定されたものをいう。

第二章 首都圏整備委員会
(設置)
第三条 国家行政組織法(昭和二十
三年法律第二十号)第三條第二
項の規定に基いて、總理府の外局
として、首都圏整備委員会(以下
「委員会」という。)を設置す
る。
(所掌事務及び権限)
第四条 委員会の所掌事務及び権限
は、次のとおりとする。
一 首都圏整備計画の作成及びそ

その実施を推進することにより、
わが国の政治、経済、文化等の中
心としてふさわしい首都圏の建設
とその秩序ある発展を図ることを
目的とする。
(定義)
第二条 この法律で「首都圏」と
は、東京都の区域及び政令で定め
るその周辺の地域を一体とした広
域をいう。
2 この法律で「首都圏整備計画」
とは、首都圏の建設とその秩序あ
る発展を図るため必要な首都圏の
整備に關する計画をいう。
3 この法律で「既成市街地」と
は、東京都及びこれと連接する極
要な都市を包含する区域のうち政令
で定める市街地の区域をいう。
4 この法律で「近郊地帯」とは、
既成市街地の秩序ある発展を図る
ため緑地地帯を設定する必要がある
既成市街地の近郊で政令で定め
る区域をいう。
5 この法律で「市街地開発区域」
とは、既成市街地の周辺地域内の
区域で第二十三條第一項の規定に
より指定されたものをいう。

の作成のため必要な調査を行うこと。

二 首都圏整備計画の実施に関する事務について必要な調整を行い、及びその実施を推進すること。

三 その他法律（これに基く命令を含む。）の定めるところにより委員会の権限に属せられた事項を実施すること。

（組織）
第五条 委員会は、委員長及び委員四人で組織する。

2 委員のうち二人は、非常勤とすることができる。

（委員長）
第六条 委員長は、国務大臣をもつて充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長は、あらかじめ、常勤の委員のうちから、委員長に故障がある場合において委員長を代理する者を定めておかなければならない。

（常勤の委員）

第七条 常勤の委員は、委員会の定めるところにより、首都圏整備計画の作成のため必要な調査その他の事務に従事する。

（委員の任命）

第八条 委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、委員を任命することができ。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の承認を得なければならぬ。この場合においては、両議院の承認を得られなかったときは、内閣総理大臣は、ただちにその委員を罷免しなければならない。

4 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。
一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者
二 禁錮以上の刑に処せられた者

（委員の任期）
第九条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができ。

（委員の失職及び罷免）

第十条 委員は、第八条第四項各号の一に該当するに至つたときは、その職を失うものとする。

2 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

（委員の給与）

第十一条 委員の給与は、別に法律で定める。

（特定行為の制限）

第十二条 常勤の委員は、在任中、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。
一 政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をすること。

二 内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

2 非常勤の委員は、在任中、前項第一号に該当する行為をしてはならない。

（会議）
第十三条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長に故障があるときは、第六条第三項に規定する委員長を代理する者は、委員長の職務を行うものとし、第二項の規定の適用については、委員長である者とみなす。

（首都圏整備委員会規則）

第十四条 委員会は、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより、その権限に属する事項を執行するため必要な手続その他の事項について、首都圏整備委員会規則（以下「委員会規則」という。）を定めることができる。

（国会に対する報告等）
第十五条 委員会は、毎年度、内閣総理大臣を経由して国会に対し首都圏整備計画の作成及びその実施に関する状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

（事務局）
第十六条 委員会の事務局は、委員会の事務を処理する。

2 委員会の事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3 委員会の事務局に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

（審議会）

第十七条 委員会に、首都圏整備審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員会の諮問に応じ、審議会の権限に属せられた事項その他委員会の所掌事務に関する重要事項について調査審議する。

3 審議会は、委員会の所掌事務に関する重要事項について委員会に建議することができる。

第十八条 審議会は、次に掲げる者につき、委員会が任命する委員四十五人以内で組織する。

一 衆議院議員のうちから衆議院が指名した者 四人
二 参議院議員のうちから参議院が指名した者 二人

三 関係行政機関の職員 十人以内

四 関係都県の知事及び議会の議長 十人以内

五 半職経験のある者 十人以上

2 審議会の委員は、非常勤とする。半職経験のある者のうちから任命される審議会の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の審議会の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の審議会の委員は、再任されることができ。

第十九条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関する必要な事項は、政令で定める。

第三章 首都圏整備計画
（首都圏整備計画の内容）

第二十条 首都圏整備計画は、基本計画、整備計画及び事業計画とする。

2 基本計画には、首都圏内の人口規模、土地利用その他整備計画の基本となるべき事項について定めるものとする。

3 整備計画には、首都圏の整備に関する事項で次の各号に掲げるものについて、政令の定めるところにより、各事項ごとにそれぞれその根幹となるべきものを定めるものとする。ただし、首都圏の建設とその秩序ある発展を図るため特に必要があると認められるときは、首都圏の地域外にわたり定めることができる。

一 既成市街地、近郊地帯及び市街地開発区域の整備に関する事項で次に掲げるもの

イ 宅地の整備に関する事項
ロ 道路の整備に関する事項

ハ 鉄道、軌道、飛行場、港湾等の交通施設の整備に関する事項

ニ 公園、緑地等の空地の整備に関する事項

ホ 水道、下水道、汚物処理施設等の供給施設及び処理施設の整備に関する事項

ヘ 河川、水路及び海岸の整備に関する事項

ト 住宅等の建設物の整備に関する事項

千 学校等の教育文化施設の整備に関する事項

二 既成市街地と市街地開発区域間及び市街地開発区域相互間の前号ロ及びハに掲げる事項

4 事業計画は、整備計画の実施のため必要な毎年度の事業で政令で定めるものについての計画とする。

(首都圏整備計画の決定)
第二十一条 首都圏整備計画は、委員会が関係行政機関の長、関係都県及び審議会の意見をきいて決定するものとする。

2 委員会は、首都圏整備計画を決定するに必要と認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係のある事業を営む者(以下「関係事業者」という。)に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

3 委員会は、首都圏整備計画を決定したときは、これを関係行政機関の長及び関係地方公共団体に送付するとともに、委員会規則の定めるところにより公表しなければならない。

4 前項の規定により公表された事項に關し利害關係を有する者は、公表の日から三十日以内に、委員会規則の定めるところにより、委員会に意見を申し出ることができる。

5 前項の規定による申出があつたときは、委員会は、その申出を考慮して必要な措置を講じなければならない。

(首都圏整備計画の変更)
第二十二條 委員会は、その決定した首都圏整備計画が情勢の推移により適当でなくなつたとき、その他これを変更することが適当であると認めるときは、関係行政機関の長、関係都県及び審議会の意見をきいてこれを変更することができる。

2 前条第二項から第五項までの規定は、首都圏整備計画の変更について準用する。

第四章 首都圏整備計画に基づく事業の実施
(市街地開発区域の指定)
第二十三條 委員会は、既成市街地への産業及び人口の集中傾向を緩和し、首都圏の地域内の産業及び人口の適正な配置を図るため必要と認めるときは、工業都市又は住居都市として発展させることを適當とする既成市街地の周辺地域内の区域を市街地開発区域として指定することができる。

2 委員会は、市街地開発区域の指定をしようとするときは、関係地方公共団体及び審議会の意見をきくとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 市街地開発区域の指定は、委員会が委員会規則の定めるところにより告示することによつて、その効力を生ずる。

(国の補助)
第二十四條 国は、市街地開発区域内において事業計画の実施にあたり必要な小学校又は中学校の施設の建設を行う地方公共団体に對し、政令の定めるところにより、予算の範囲内で、小学校の施設に

あつてはその建設に要する経費の三分の一以内を、中学校の施設にあつてはその建設に要する経費の二分の一以内を補助することができる。

(市街地開発区域の整備に関する法律)
第二十五條 前二条に定めるもののほか、市街地開発区域内における宅地の造成その他市街地開発区域の整備に關し必要な事項は、別に法律で定める。

(工業等制限区域)
第二十六條 既成市街地への産業及び人口の過度の集中を防止するため、大規模な工場その他人口の増大をもたらし原因となる施設の建設又は増設を制限する必要があるときは、別に法律で定めるところにより、当該施設の建設又は増設を制限する必要がある既成市街地内の区域を工業等制限区域として指定することができる。

2 工業等制限区域内における施設の建設又は増設の制限に關し必要な事項は、別に法律で定める。

(事業の実施)
第二十七條 事業計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に關する法律(これに基く命令を含む。)の規定に従い、国、地方公共団体又は関係事業者が実施するものとする。

(協力及び勧告)
第二十八條 関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、整備計画及び事業計画の実施に關し、できる限り協力しなければならない。

2 委員会は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体又は関係事業者に対し、整備計画又は事業計画の実施に關し、勧告し、及びその勧告によつて採られた措置その他整備計画又は事業計画の実施に關する状況について報告を求めることができる。

(整備計画に關する施策の立案及び勧告)
第二十九條 委員会は、首都圏の建設とその秩序ある発展を図るため特に必要があると認めるときは、審議会の意見をきいて整備計画に關する総合的な施策を立案し、これに基いて関係行政機関の長及び関係地方公共団体に對し、勧告し、及びその勧告によつて採られた措置について報告を求めることができる。

(国の普通財産の譲渡)
第三十條 国は、事業計画に基づく事業の用に供するため必要があると認めるときは、その事業の執行に要する費用を負担する地方公共団体に對し、普通財産を譲渡することができる。

(資金の融通等)
第三十一條 国は、整備計画又は事業計画に基づく事業を実施する地方公共団体又は関係事業者に対し、必要な資金の融通又はあつせんに努めなければならない。

(企業債)
第三十二條 地方公共団体が事業計画に基き行う地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)に規定する地方公営企業の建設、改良等に要する資金に充てるため

の地方債で委員会と自治庁長官とが協議して定めるものについて、同法附則第二項の規定の適用がある間は、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十条に規定する許可を与えるものとする。

附則
(施行期日)
1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内で政令で定める。

2 第八条第一項中審議会の同意を得ることに係る部分及び第十八条第一項中衆議院又は参議院が指名することに係る部分は、前項の規定にかかわらず、公布の日から施行する。

(委員会の委員の任命手続の特例)
3 第八条第二項及び第三項の規定は、この法律の施行後最初に行われる委員会の委員の任命について準用する。

(首都建設法の廃止)
4 首都建設法(昭和二十五年法律第二百十九号)は、廃止する。

(経過規定)
5 この法律の施行の際現に首都建設委員会の事務局の職員に兼ねて任命されている建設計画局の職員である者は、別に辞令を發せられなければならないときは、同一の勤務条件をもつて、首都圏整備委員会の事務局の職員となるものとする。

(関係法律の改正)
6 国家行政組織法の一部を次のように改正する。
別表第一の総理府の項中「土地調

「土地調整委員会」を「土地調整委員会」に改め、同表の建設省の項中「首都圏整備委員会」を削る。
7 総理府設置法（昭和二十四年法

第十八条中「土地調整委員会」を

土地調整委員会設置法（昭和二十五法律第二十九号）
土地調整委員会
首都圏整備委員会
土地調整委員会（昭和三十一年法律第 号）に

8 建設省設置法（昭和二十三年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。
第五章を次のように改める。
第五節 削除
第十六条及び第十七条 削除
9 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。
第一条第十一号の次に次の一号を加える。
十一の二 首都圏整備委員会の常勤の委員

第一条第十八号の次に次の一号を加える。
十八の二 首都圏整備委員会の非常勤の委員
第一条第二十八号を次のように改める。
二十八 削除
別表第一中「土地調整委員会委員」を「土地調整委員会委員」を「首都圏整備委員会の常勤の委員」に改める。
10 行政機関職員定員法（昭和二十四法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表の総理府の項中「土地調整委員会」を「一八人」を

「土地調整委員会」を「一八人」に、「計」を「一九、五五八人」を

計 一九、五七八人 に、同表の運輸省の項中「本省」を

一四、三五二八人を「本省」を「一四、三五〇人」に、「計」を

二五、三七〇人 を「計」 二五、三六八八人 に、同表の建設省の項

中「本省」を「九、九二八人」を「本省」を「九、九〇八人」に改める。

11 運輸省本省及び建設省本省の定員に關しては、行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第 号）附則第二條中「新法第二條第一項」とあるのは「首都圏整備法（昭和三十一年法律第 号）附則第十項の規定による改正後の行政機関職員定員法第二條第一項」と読み替えて、同条の規定を適用するものとす

12 国土総合開発法（昭和二十五年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。
第十四条の見出し中「北海道総合開発計画」を「北海道総合開発計画等」に、同条中「北海道総合開発計画」を「北海道総合開発計画又は首都圏整備計画」に、「北海道開発庁長官及び」を「北海道開発庁長官又は首都圏整備委員会」とに改める。

三月十七日本委員会に左の案件を付託された
一、建設業法施行令の一部改正に關する請願（第八三四号）
一、埼玉県児玉町山岳地帯の治水行政に關する請願（第八三八号）
一、宮崎県都農、高岡町間の和田橋を永久橋に架替するの請願（第八五五号）

第八三四号 昭和三十一年三月五日受理
建設業法施行令の一部改正に關する請願
請願者 新潟市東堀前通三番町 新堀市大工組合内 桜沢強市

紹介議員 小柳 牧衛君
現在、三十万円を越える工事は登録建築業者でなければ請け負うことができないように建設業法施行令で規定されているが、ここに規定する三十万円な額は現在では家屋十坪の建築費にも充たぬものであり、未登録者といえども、せめて三十坪程度の普通家屋建築の請負を可能とすることは実状に即した施策と見られ、建設業法施行令第一条中「工事一件の請負代金の額が三十万円に充たない工事とする」の金額三十万円を百万円と改正せられたいとの請願。

第八三八号 昭和三十一年三月五日受理
埼玉県児玉町山岳地帯の治水行政に關する請願
請願者 埼玉県児玉郡児玉町長 築紫権四郎外一名
紹介議員 関根 久藏君

埼玉県児玉町は、西部が山岳地帯で、総面積の半分を占め、東に開けて身馴川、赤根川がその谷間を流れているが、今日まで治山治水事業が等閑に付されてきたため降雨のたびに土砂の流出がはなはだしく河の主流はその都度位置をかえ、河底は土砂のため埋没して河幅さえその境が不明といつてよい急流の上に河底が上つてゐる状態で、大雨の際の被害状況は全く見るに忍びないものがあるが町当局としてはその応急対策を講ずるだけでも容易でない町財政窮乏の現状にあるから、本地帯の治水行政についてつづさに視察の上、その根本対策を講ぜられたいとの請願。

第八五五号 昭和三十一年三月六日受理

宮崎県都農、高岡町間の和田橋を永久橋に架替するの請願
請願者 宮崎県児湯郡都農町長 河野涉

紹介議員 三輪 貞治君

宮崎県都農町から高岡町にいたる県道は、本地方の道路網が発達していない上、山の手線として唯一の裏県道であるため、常に物資の運搬交通上ふくそをきわめてゐるが、本県道に架けられてゐる和田橋は昔のままのつり橋であり、これを利用する者は常に不安と不便を感じてゐたが、昨年八月以来つり鉄線腐朽のため通行止となり関係者のこころむる不便はこの上もないから、本橋を永久橋に架け替られたいとの請願。

昭和三十一年三月二十四日印刷

昭和三十一年三月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局